横浜市立名瀬中学校

PTA 規約（第 20 版）

2024/01

横浜市立名瀬中学校　PTA 規約（第 20 版）

第1章　名 称

第1条　横浜市立名瀬中学校PTA（以後本会と称する）と称し、事務局を横浜市立名瀬中学校に置く。
所在地は、横浜市戸塚区名瀬町791－6（電話番号：045－812－1601）

第2章　目 的

第2条　本会は家庭と学校及び社会との緊密な協力により、民主的な教育に対する理解を深め、教育的環境の充実整備を図り、生徒の福祉増進に資することを目的とする。

第3章　方 針

第3条　本会は民主的団体として活動することを本旨とし、非営利的、非宗教的、非政党的であって本会の名においてはいかなる営利的企業も支持せず、また、他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者も推薦しない。本会の役員はその名において、営利的、宗教的、政党的、その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業に関係を持ってはならない。

第4条　本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。

第5条　本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉をも受けない。

第6条　本会は教職員及び教育委員会と学校問題について協議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

第4章　会 員

第7条　本会の会員は、学校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる人及び学校に勤務する教職員とする。

第5章　会 計

第8条　本会の経費は会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。会費の額の決定については総会の承認を得なければならない。

第9条　本会の資産は第2章の目的達成以外に使用してはならない。

第10条　本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章　会計監査

第11条　会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を定例総会に報告する。

第7章　役員・会計監査の選出

第12条　本会の役員、会計監査は次の通りとする。

1. 会　　長	１名
2. 副 会 長	２名
3. 書　　記	３名（保護者２名　教職員１名）
4. 会　　計	３名（保護者２名　教職員１名）
5. 会 計 監 査	２名

役員、会計監査の任期は選出された日より、翌年の定例総会までとする。ただし再任は差し支えない。また、特別の事情で辞任する場合は、実行委員会の承認を得て全会員に通知する。その際、必要に応じて補充された者の任期は前任者の残任期とする。
ただし、PTA会長との協議により変更を行う場合があります。

第13条　役員、会計監査の選出及び就任は次の通り行う。

1. 推薦委員会は、役員・会計監査候補者を選出する。また、年度途中に欠員が生じた場合は、新たに候補者を選出する。
2. 推薦委員会は各役員について候補者を選び、総会前に会員に公示しなければならない。
3. 次期役員、会計監査は総会において選出する。

第8章　役員の任務

第14条　役員の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表し、総会及び実行委員会、その他の集会を招集する。ただし、役員候補者推薦委員会及び会計監査を除く。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故の場合はその代理を務める。
3. 書記は総会ならびにすべての集会の議事を記録し、各種の会合について通知する。
4. 会計は本会のすべての収入、支出を正確に記録し、会計監査を経て総会において報告する。

第9章　総 会

第15条 総会(定例)は、年１回以上とし、その他の会は必要に応じ、随時開かれる。

第16条 総会の定足数は会員の3分の1(委任状を含む)とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第17条 実行委員会が必要と認めた場合、また、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第10章　実行委員会

第18条 実行委員会は本会の役員、各常任委員会の委員長、副委員長及び校長、副校長で構成される。

第19条 実行委員の任務は次の通りである。

1. 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する議事原案を作成する。
3. 年度の予算を作り、健全な財政の経営に協力する。また、会費の事務を扱う。
4. 必要ある場合は特別委員会を設ける。
5. その他全会員より委任された事務を取り扱う。
6. その他必要な事項。

第20条 実行委員会は委員の半数以上が出席しなければならない。

第11章　委員会の選定

第21条 委員会には実行委員会、常任委員会をおく。ただし、必要に応じ特別委員会をおくことができる。

第22条 常任委員会は各学年委員会、広報委員会、校外委員会、推薦委員会、サポーター管理委員会をおく。

第23条 各委員会の委員長、副委員長は各委員会の互選によって選出する。ただし、校外委員会は地区代表委員より選出する。委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は差し支えない。

第12章　常任委員会の任務

第24条 学年委員会は学年学級の活動に協力する。

第25条 広報委員会はPTA全般の広報活動をする。

第26条 校外委員会は生徒の校外における生活指導に協力する。

第27条 サポーター管理委員会は、PTA 活動におけるサポーターの取りまとめを行う。

第28条 推薦委員会は役員候補者を選出する。また、年度途中に欠員が生じた場合は、新たに役員候補者を選出する。相談役として、本部役員より副会長１名、教職員より２名を置く。

第29条 常任委員会及び特別委員会は事業計画について実行委員会にはからなければならない。

第13章　顧問・相談役

第30条 本会は若干名の顧問相談役をおくことができる。

第 14 章　改 正

第31条　規約は総会において出席者の過半数の賛成により改正することができる。

第 15 章　付 則

この規約は昭和55年04月01日より実施する。

（1）昭和57年02月　一部改正施行
（2）昭和60年02月　一部改正施行
（3）昭和63年02月　一部改正施行
（4）平成05年02月　一部改正施行
（5）平成07年02月　一部改正施行
（6）平成09年02月　一部改正施行
（7）平成11年02月　一部改正施行
（8）平成12年02月　一部改正施行
（9）平成15年02月　一部改正施行
（10）平成19年02月　一部改正施行
（11）平成21年02月　一部改正施行
（12）平成26年02月　一部改正施行
（13）平成27年05月　一部改正施行
（14）平成28年02月　一部改正施行
（15）平成28年05月　一部改正施行
（16）令和03年07月　一部改正施行
（17）令和03年10月　一部改正施行
（18）令和05年05月　一部改正施行

細　則

1.　会費に関する細則

・　本会の会費は1家庭1ヶ月300円(12ヶ月分)とする。

2.　PTA本部役員並びに常任委員会免除に関する細則

・　平成28年度以降にPTA本部役員、常任委員会二役、会計監査役員を務めた方は、今後PTA本部役員、常任委員会、会計監査役員の免除を申請する事ができる。但し校外委員会においては、地区より地区委員を選出の為、上記に該当する場合も委員選出の対象となる事もある。

常任委員会に関する細則

各委員会の構成

1.　学年委員会

・　各学年より 5 名ごと委員を選出し、全学年の人数をもって構成する。

・　委員の中より委員長1名、副委員長2名を互選または推薦にて選出。

2.　広報委員会

・　学年委員会に準ずる。

3.　推薦委員会

・　各学年のクラスごとに委員を選出。

・　二役選出については学年委員会に準ずる。

4.　サポーター管理委員会

・　推薦委員会に準ずる。

5.　校外委員会

・　各地区より委員を選出。但し、地区により委員数は異なる。各地区の委員数は担当職員と校外委員にて協議する。

・　全地区より選出された地区委員の人数をもって構成する。

・　地区委員の中より委員長1名、副委員長2名を互選または推薦にて選出。

常任委員会と学校の関わりについて

1.　各委員会ごとに担当職員を置く。

2.　担当職員は必要に応じ、会長の要請により実行委員会に出席する。

各地区番号と地区

各地区番号と地区は次の通りとする。地区名は自治会または町内会からなる。

1　川上町町内会
2　ブレスタージュ、グローイングスクエア
3　東戸塚ガーデンハウス、シーアイマンション東戸塚、光の街
4　川上第一団地県営アパート、川上第一団地分譲、川上第一団地分住
5　川上第二団地
6　品濃町、品濃町第一町内会
7　フォートンヒルズ
8　上矢部第二町内会
9　ナイスパークステージ東戸塚
10　スカイビュー戸塚
11　モアコート戸塚
12　東戸塚ネオポリス、アルス東戸塚
13　市営名瀬住宅、市営名瀬第二住宅
14　名瀬第二町内会
15　名瀬第三町内会

PTA個人情報取扱規則

（目的）

第1条　横浜市立名瀬小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条　本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条　本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

（取扱者）

第4条　本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員や委員、またはPTA会長に許可を得た者とする。

（秘密保持義務）

第5条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条　本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

（利用）

第7条　取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

（1）会費集金、管理、その他の文書の送付等、PTA活動に必要な事項

（2）会員名簿、委員会名簿の作成、

（利用目的による制限）

第8条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第9条　個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第 10 条　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第 11 条　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第 12 条　個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1　第三者の氏名

2　提供する対象者の氏名

3　提供する情報の項目

4　対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第 13 条　第三者（第 11 条第 1 号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情　報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1　第三者の氏名

2　第三者が個人情報を取得した経緯

3　提供を受ける対象者の氏名

4　提供を受ける情報の項目

5　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報開示等）

第 14 条　本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第 15 条　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

（研修）

第 16 条　本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第 17 条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第 18 条　本会の「横浜市立名瀬小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成 29 年 5 月 29 日より施行する。

以上